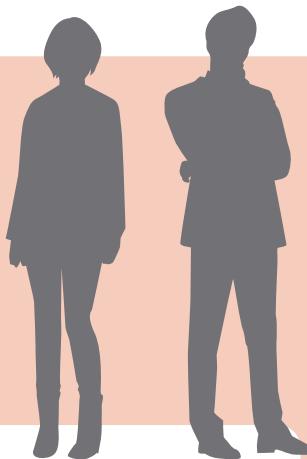


事例 07

25歳の娘は精神障害があり、しばしば不安や自分自身を否定する強い気持ちを押さえられず、自傷行為に及んだり、窃盗を行い逮捕されたことがある。今は通院しながら自宅で療養しているが、将来働くことを視野に何か支援を受けられないか。

相談者：両親



相談内容

精神障害がある娘が就職するにはどうしたらいいですか？

A

障害者就業・生活支援センター

❶ 障害のある人の就業及びそれに伴う生活を支援する機関

- 本人と一緒にあって、説明を聞いたところ、精神障害のある人も安心して働く事業所の例などを聞き、就職活動を開始した。
- 会社訪問や本人との面談、雇用後の定着支援も行ってくれることで、本人の自立に向けて安心して相談できる先が見つかったと安堵していた。
- また、医療機関と連携しながら、日々の生活の困りごとについても相談に乗ってもらったりしているとのこと。



参考

東京障害者職業センター

E

❶ ハローワーク等の支援機関と連携し、就職や職場定着に向けた支援を実施

- 一次相談機能を有するハローワークや各支援センター等で相談される中で、どのような仕事内容や職場環境であれば適応しやすいのか、障害特性についてどのようなサポートが得られるとよいのか等をより具体的に確認することが望まれる場合に、面談や各種作業等を行いながらご本人と振り返りを行う職業評価等を行っています。
- 就職前に2～8週間程度通所し、ストレス対処スキルやコミュニケーションスキル等の向上を図る職業準備支援を行っています。

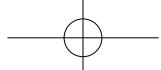
参考

東京障害者職業能力開発校

F

❶ 職業能力開発センターで訓練を受けることが困難な方向けに職業訓練を実施。

- 「職域開発科」では、ビジネスマナー・基礎体力の養成・コミュニケーションスキル等の社会生活技能の訓練の他、「事務」または「物流・サービス」などの訓練も行っている。
- 「就業支援科」では、基本的な事務スキルや就職に必要な社会生活スキルを習得し、就職するために準備性を向上させる訓練を行っている。修了後、6か月訓練にステップアップができる。
- その他、10の訓練コースがある。



支援の ポイント

✓ 障害のある人の専門的な支援、就労支援



就労
心身の不調
少年本人の悩み
就学
障害
生活困窮
薬物
保護者の悩み
加齢
DV・虐待
暴力団

B

就労移行支援事業所

i 就労を希望する65歳未満の障害のある人に、就労に必要な訓練や、就労に関する相談・支援を行う機関

- 見学や体験を経て職業訓練に通うようになり、日中、外で活動をすることで生活にメリハリがつき、仕事について前向きに考えられるようになった様子。
- キャリアカウンセリングや応募書類作成講座などを受けながら就職活動を始めたとのこと。

C

ハローワーク

i 障害者専門の相談員が職業紹介や職場適応指導などをしてくれます

- 通院先の主治医とも相談し、本人と一緒にハローワークを訪ね、障害者が利用可能な支援制度について説明を受けた。
- 求職登録を行い、具体的な求職活動の方法などを教えてもらった。
- 初めての仕事で不安もあったので、「障害者トライアル雇用」制度を活用することになった。

本人がいきいきと働ける職場への就労

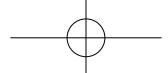
働き始めた後の不安があり
定着支援を受けたい

D

東京ジョブコーチ

i 就労後の定着支援やフォローを実施する制度

- 就職の決定を受けて職場で円滑に働き続けられるよう、コミュニケーション支援や通勤支援※を受けることになった。(※通勤支援の場合は、身体的介助を除く)
- 担当ジョブコーチが職場に入ってサポートしてくれ、本人も安心しているとのこと。



活用できる機関・団体や制度

(A) 障害者就業・生活支援センター

概要	都内には6センターが設置され、ハローワークをはじめ、行政機関、就労移行支援事業所等の福祉施設、区市町村障害者就労支援センター、障害者職業センター、医療機関、特別支援学校等の関係機関と連携しながら、障害のある方の就労支援と企業への雇用支援を行っています。
対象	就労を希望される障害のある方、障害のある方を雇用する企業の方 ※障害種別を問わず、センター近辺にお住まいの方、お仕事をされている方(希望される方)であれば、どこの区市町村にお住まいの方でも登録や相談は可能です。
主な支援内容	・就労を希望される障害のある方の支援 ・日常生活に関わる支援 ・企業への雇用管理に関する支援
連絡先等	https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shougai/nichijo/syuroshien_center.html (「就労支援センター 福祉局」で検索)

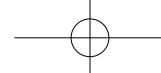
(B) 就労移行支援事業所 事例6(P.50)参照

(C) ハローワーク 事例2(P.30)参照

概要	都内17か所のハローワークに障害のある方を対象とした専門の相談窓口を設置し、職業相談等を行うほか、事業主への障害者雇用支援も行っています。
対象	・就労を希望される障害のある方 ・障害者雇用を検討する、あるいは雇用している事業主の方、障害者の求人募集を行う事業主の方
主な支援内容	・障害のある方を対象に、個々の状況に応じた職業相談、職業紹介、入社後の職場定着支援などを行っています。 ・事業主に対しては、障害者専用求人の申込受付や障害者雇用支援を行っています。
URL	都内ハローワーク一覧 https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-hellowork/list.html

(D) 東京ジョブコーチ

概要	障害のある方が職場に定着するためのさまざまな支援を行います。
対象	都内在住または在勤で各種障害者手帳をお持ちの方、公的な判定をお持ちの方、医師の診断書をお持ちの方で、下記の①②のいずれかに該当する方 ①就業中または就職が決定している方 ②就労に結びつく可能性のある職場実習等を行う方
主な支援内容	個々のニーズに応じて以下の支援を行います。 ・支援対象者の業務内容の検討・組み立て ・作業習得支援 ・コミュニケーション支援 ・通勤支援(身体的介助を除く) ・障害のある方を雇用する企業の従業員への理解促進・職場の環境調整 ・支援対象者の家族及び企業等への相談支援 ・職場に適応・定着するために必要な体制づくり



連絡先等	〒151-0053 渋谷区代々木1-11-2 フロンティア代々木3階 東京ジョブコーチ支援センター ☎03-3378-7057 [受付時間]月～金(祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00 ※来所相談は、事前予約制です。
URL	https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/yourself_supporter/job_coach/index.html (「東京ジョブコーチ」で検索)

(E) 東京障害者職業センター

概要	都内には上野本所と多摩支所が設置され、ハローワーク等の関係機関と密接な連携の下、障害者や事業主に対して専門的な職業リハビリテーションサービスを実施するとともに、地域の関係機関に対して職業リハビリテーションに関する助言・援助を行っています。
対象	就職や職場定着、職場復帰を目指す障害のある方、障害者雇用を検討している、あるいは雇用している事業主の方、障害のある方の就労を支援する関係機関の方
主な支援内容	・就職や職場定着、職場復帰に向けた職業相談・職業評価、職業準備支援、ジョブコーチ支援、リワーク支援等 ・障害者雇用に取組む企業への助言・援助、企業向けセミナー、社員研修等 ・就労支援機関に対する職業リハビリテーションに関する助言・援助、各種研修等
連絡先等	電話 【上野本所】03-6673-3938 【多摩支所】042-529-3341 (ご利用・ご相談は事前予約制です)
URL	https://www.jeed.go.jp/location/chiiki/tokyo/index.html

(F) 東京障害者職業能力開発校

概要	都内に1か所設置されている。12の訓練コースがあり、就職に向けて職業に必要な知識・技能を習得するための訓練を実施しています。入校はコースにより年に4回(4月、7月、10月、1月)。
主な支援内容	就職希望者に対し、多様な科目の訓練を行っています。科目の詳しい内容や応募資格等については、ホームページをご確認ください。
連絡先等	〒187-0035 小平市小川西町2-34-1 電話:042-341-1411 ※見学日は原則月、木、金。事前に電話等でお申込みください。
URL	https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/school/handi/index.html